

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項

に基づく医療機関の指定についての事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第38条第2項の規定に基づいて新潟市長（以下「市長」という。）が法第37条第1項及び法第37条の二第1項に規定する医療を担当させる機関の指定を行う等の事務処理に必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 市長は、法第38条第2項の規定に基づき、病院若しくは診療所又は薬局（以下「医療機関」という。）について、開設者の同意を得て、法第37条第1項及び法第37条の二第1項に規定する医療を担当させる機関を指定するものとする。

2 前項の指定を受けようとする医療機関は、名称及び所在地を記載した申請書（別記様式第1号）を保健所長を経由して市長に提出するものとする。

(指定)

第3条 市長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める場合はこれを指定し、医療機関指定書（別記様式第2号）を保健所長を経由して当該医療機関に交付するものとする。

2 市長は、前項の指定をしたときは、国民健康保険団体連合会及び新潟県社会保険診療報酬支払基金に通知するものとし、併せて新潟県へも通知を行うものとする。なお、辞退または取り消しを行なったときも同様とするものとする。

3 市長は、申請によらないで指定するときは、当該医療機関の開設者から同意書（別記様式第3号）を保健所長を経由して徴するものとする。

(辞退)

第4条 指定医療機関は、30日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 次の事由により、指定を辞退しようとする医療機関は、指定医療機関辞退書（別記様式第4号）を保健所長を経由して市長に提出するものとする。ただし、第7号の事由に

より辞退するときは、戸籍法に規定する届出義務者が10日以内に提出するものとする。

- (1) 医療機関の廃止若しくは業務の一部を廃止しようとするとき。
- (2) 開設者が、医療機関の施設を他人に譲渡したとき。
- (3) 開設者が、個人から法人となり、又は法人から個人となったとき。
- (4) 開設者が変わったとき。
- (5) 診療所を病院に、又は病院を診療所に変えたとき。
- (6) 医療機関の所在地が変わったとき。
- (7) 開設者が、死亡したとき、又は失そう宣告を受けたとき。

(取り消し)

第5条 市長は、法第38条第9項の規定により同条第3項又は同条第7項の規定に違反したとき及び法第37条第1項及び法第37条の二第1項に規定する医療を行うについて不相当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもって、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 次の事由が発生したときは、指定医療機関変更届書（別記様式第5号）に、さきに交付した指定書を添付して保健所長を経由して市長に提出するものとする。

- (1) 医療機関の名称に変更があったとき。
- (2) 養子縁組、婚姻、法人の名称変更等により、開設者の氏名に変更があったとき。
- (3) 開設者の住所に変更があったとき。

2 市長は、前項の事由による変更届書を受領したときは、添付された指定書を訂正し、保健所長を経由して当該医療機関に交付するものとする。

第7条 指定医療機関は、法第37条第1項及び法第37条の二第1項に規定する医療について、規則で定めるところに従い保健所長の行う指導に従わなければならない。

2 保健所長は、管内指定医療機関に対して、公費負担及び入院勧告について、その趣旨及び事務手続き等を周知するとともに、医療の適正化に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別記様式第1号（第2条関係）

医療機関指定申請書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定による医療機関として指定せられたく申請する。

なお、指定のうえは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第3項及び同法第41条の規定に基づく診療報酬により同法の定めるところに従って同法による医療を担当する。

年 月 日

病院又は診療所の所在地

〃 名 称

〃 開設者住所

氏 名

（あて先）新潟市長

（注1）医療機関の場合は担当医師の医師免許証（写）を添付して提出すること。

（注2）法人が申請する場合、名称は施設の名称、開設者氏名は法人の名称とすること。

別記様式第2号（第3条関係）

新保管指令第 号

医 療 機 関 指 定 書

所 在 地

名 称

開設者住所

開 設 者

年 月 日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する
法律第38条第2項の規定による指定医療機関に指定する。

年 月 日

新潟市長

別記様式第3号（第3条関係）

同意書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第3項の規定並びに同法第41条の規定による診療報酬の定めるところに従い、同法による医療を担当するため同法の規定による一切の事項を遵守し、医療機関の指定を受けることに同意する。

年 月 日

所在地

名称

開設者

住所

氏名

（あて先）新潟市長

別記様式第4号（第4条関係）

指定医療機関辞退書

年 月 日をもって指定医療機関としての指定を辞退いたしたいので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第10項の規定によりお届けする。

年 月 日

所在地

名称

開設者

住所

氏名

（あて先）新潟市長

（注）開設者が届出できない場合は、戸籍法に規定する届出義務者名で届出すること。

指定医療機関変更届書

年 月 日

（あて先）新潟市長

所在地

名 称

開設者

住 所

氏 名

年 月 日指定された医療機関の所在地，開設者，名称に
年 月 日変更があったのでお届けする。

新

旧

参考事項